

企業の組織変更・再編および事業単位の組織変更に係る印紙税政策の公告

財政部、国家税務総局は、2024年9月4日に《企業の組織変更・再編および事業単位の組織変更に係る印紙税政策に関する公告》（財政部、税務総局公告2024年第14号、以下、本公告）を公布しました。

本公告では、企業の組織変更・再編および事業単位の組織変更等の具体的な状況を区分し、営業帳簿・課税契約・財産権移転文書等における印紙税の税目政策と適用条件を明確にし、税收政策の適用範囲を拡大し、印紙税政策のさらなる完備と企業の質の高い発展支援を目的としています。本公告の条件に合致するすべての企業の組織変更・再編および事業単位の組織変更は、規定に基づき印紙税支援政策を享受することができます。

本公告は2024年10月1日に執行、2027年12月31日まで施行され、《財政部・国家税務総局、企業組織変更の過程に係る印紙税政策に関する通知》（財税〔2003〕第183号）は同時に廃止されます。

本公告の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202409/t20240903_3943038.htm

<本公告の概要>

営業帳簿における印紙税

- 企業の組織変更・再編および事業単位の組織変更の過程で新たに成立された企業において、新営業帳簿に記載する実収資本（株式資本）および資本積立金の合計金額については、すでに印紙税を納付した部分の再納付は不要
- 国务院の承認を経て実施される再編プロジェクトの過程で発生するデットエクイティスワップに関して、債務の資本化により増加する債務者の実収資本（株式資本）および資本積立金の合計金額に対する印紙税の徴収を免除

課税契約における印紙税

- 企業の組織変更・再編および事業単位の組織変更前に締結されたものの、履行が完了していない各種課税契約について、組織変更・再編後の主体が原契約の権利および義務を承継し、かつ原契約の税金計算根拠を変更しない場合、組織変更・再編前に納付済の印紙税の再納付は不要

財産権移転文書における印紙税

- 企業の組織変更・合併・分割・破産・清算および事業単位の組織変更において締結される財産権移転文書については、印紙税の徴収を免除
- 県級以上の人民政府またはそれに所属する国有資産管理の職責を負う部門が、規定に基づき、土地使用权や建築物・構築物等の所有権、持分に対し行政的調整をして締結する財産権移転文書については、印紙税の徴収を免除

- 同一の投資主体^{※1} が、土地所有権や建築物・構築物等の所有権、持分を内部で振り替えて締結する財産権移転文書については、印紙税の徴収を免除

※1 親会社とその全額出資子会社の間、同一の会社に属する全額出資子会社の間、同一の自然人とその設立した個人独資企業・一人有限公司・個人事業者の間を含む

本公告における政策の適用範囲

企業 組織変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 非公司制企業の有限責任公司または株式有限公司への組織変更 ● 有限責任公司から株式有限公司への組織変更 ● 株式有限公司から有限責任公司への組織変更 ● もとの企業の<u>投資主体が存続</u>^{※2} し、組織変更後の会社において保有する持分（株式）比率が 75%を超過し、かつ組織変更後の会社はもとの企業の権利と義務を承継しなければならない
企業再編	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併 <ul style="list-style-type: none"> ● 2 社または 2 社以上の会社が法律規定または契約約定に基づき、合併して 1 つの会社となり、かつもとの投資主体が存続する場合 ● 親会社とその全額出資子会社が相互に吸収合併する場合 ● 分割 <ul style="list-style-type: none"> ● 会社が法律規定または契約約定に基づき、2 社または 2 社以上の会社に分割し、もとの会社との<u>投資主体が同一</u>^{※3} である場合 ● その他資産または持分の出資および振替 ● 債務再編 等
事業単位 組織変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業単位の国家関連規定に基づく企業への組織変更 <ul style="list-style-type: none"> ● もとの出資者（国有資産出資者の職責を履行する単位を含む）が存続し、かつ組織変更後の企業における出資（株式、持分）比率が 50%を超過する場合

※2 組織変更・再編前の企業の出資者が必ず組織変更・再編後の企業に存在、出資比率の変動は可能

※3 会社分割前後の出資者に変動は発生せず、出資比率の変動は可能

※4 本公告でいう企業・会社（公司）は、国家の関連法律・法規に基づき設立され、かつ中国の域内で登記された企業・会社（公司）を指す

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1併公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。